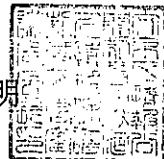


28文情運第2号
平成28年5月25日

文京区長 成澤廣修様



文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山忠明



平成28年5月9日付28文総総第122号による平成28年度諮問第1号について、次のとおり答申する。

答申

1 諒問事項

住民票の写し等のコンビニ交付サービス実施に伴う個人情報の提供（外部結合）について

2 審議会の結論

本件諮問に係る外部結合による個人情報の提供について、妥当なものと認める。

3 理由

本件諮問は、個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税の納・課税証明書）交付サービスを導入するにあたって、区役所に設置される証明書発行サーバと地方公共団体情報システム機構が構築・運用する証明書交付センターシステムとの接続を外部結合により行うこととなるものである。

証明書の交付場所及び取扱時間が拡大されることによる住民の利便性の向上、証明書発行窓口の混雑緩和等が期待でき、住民の福祉の向上に資するものであるが、区が送受信するデータは、複数の個人情報が含まれる極めてプライバシー性の高いものであるから、情報セキュリティ措置が講じられることを前提として、妥当なものと認める。